

# 子どもの「潜在性(potentiality)」をめぐる 生命倫理学の問題構制に関する一考察 —「内在的／外在的」の区分をめぐって—

(学校教育・教育学) 杉田浩崇

On the Problematic of Children's 'Potentiality' in Bioethics  
— Focusing on the Dichotomy between 'Intrinsic' and 'Extrinsic'—

Hirotaka SUGITA

(平成25年7月19日受理)

## はじめに

子どもの権利論は、「子どもの将来のため」という善意に基づいたパターナリストイックな教育的働きかけを相対化するものとして捉えることができる<sup>(1)</sup>。一般に、パターナリズム批判は、権利主体である自律的な人格の自由な選択を尊重し、その選択を他者が妨げることは倫理的に正しくないと考える。しかし、こうしたパターナリズム批判は自律的な人格である大人に対しては有効であっても、子どもに対しては留保される。子どもは自律的に判断する能力を持たない。その将来の利益については親や教師、国家のほうが知っている。そのため、場合によっては自律性よりも保護が優先されるというのである。子どもの権利論はこうした二面作戦に異議を唱えうる<sup>(2)</sup>。

同様の問題は、医療場面にも生じる。患者の自律を尊重して、インフォームド・コンセントが広まっている。インフォームド・コンセントは、患者が医療内容を理解し決定する能力を有しているということを前提にしている<sup>(3)</sup>。だが、たとえば子どもや意識障害のある患者については事情が異なる。たとえこうした患者が治療を拒もうとも、医療従事者のほうが患者の利益をより知っているために、治療が優先される<sup>(4)</sup>。

以上のように、教育行為も医療行為も意思決定主体と結果発生主体が異なるために、それらのバランスをどのようにとるのが問題となる。そして、その狭間にいるのが「子ども」なのだと見えよう<sup>(5)</sup>。保護と自律性のバランスについては、子どもの意思決定能力をどの程度まで認めるのかということをパターナリズムに対置することによって議論されている。そのため、議論は反パターナリズムやインフォームド・コンセントの理念をどこまで子どもの側に拡張するのか、という線引き問題に帰着するように思われる。

ところが、子どもの心的能力を対置することによっては捉え難い問題が医療では生じている。重度障害児の治療停止・差し控え問題である<sup>(6)</sup>。この問題の場合、子どもの心的能力を考慮することは次のような考え方を導きうる。すなわち、重度障害児は将来の自分についての欲求(desire)や心理的な連結(psychological connections)を持つ人格(person)とは認められない。将来の自分の生について利益(interests)を有さない。したがって、他の人格(親や共同体の構成員など)の利益と葛藤をきたす場合、治療停止・差し控えを行うことは道徳的に悪いとは言えない、と。こうした考え方は生命倫理学のなかで有力な論のひとつとして捉えられている(Singer

2010; ウォレン 2011)。

これに対して、家族や医師、看護師といった周囲の人々にとっての喜びや悲しみをも含めて、事態を捉えていくべきだと反論することも可能である<sup>(7)</sup>。しかし、そうした反論は子どもの、「人格になる」という「潜在性(potentiality)」を考えるにあたっては、「外在的(extrinsic)」であるとされる。つまり、周囲の人々の喜びや悲しみといった利益の考慮は、子どもが人格になるということで有している「内在的な(intrinsic)」潜在性とは切り離して考えなければならないというのである<sup>(8)</sup>。

だが、われわれの直観が力をもっていることも事実である。子どもの潜在性を捉えるときに、その周囲にいる親や医師、看護師の働きかけを捨象することは合理的であるとは思われない。おそらく問題は、「内在的／外在的」の区分にある。すなわち、周囲の人々や社会的な文脈に対して、子どもの心的能力を「内在的なもの」として対置するという戦略が、われわれの日常を捉え損ねてしまうように思われるのである。

そこで本稿では、子どもの「潜在性」をめぐる生命倫理学の議論が、潜在性を「内在的／外在的」に分けるときの論理を問うことによって、その論理にしたがった問題構制とは異なる考え方を顕在化させたい。この作業は同時に、保護と自律性のバランスという教育学の問題構制そのものの妥当性を問うことにも繋がろう。

### 1. 「潜在性」をめぐる生命倫理学の問題構制:トゥーリー(M. Tooley)とマクマハン(J.McMahan)を中心に

まず、生命倫理学において、心的能力とそれに関わる潜在性理解に基づいて重度障害児の治療停止・差し控えや妊娠中絶の擁護を行っているトゥーリーおよびマクマハンの議論を紹介し、その前提にある時間観や心理的連結に基づいた時間相関的利益(time-relative interests)という考え方を抽出する。

トゥーリーは、1972年の論文「妊娠中絶と新生児殺し」において、道徳的地位のある人格(person)と生物学的なヒト(human beings)を区分し、人格であることと生命に対する権利を結びつけることで、人格でない胎児や重度障害児、あるいは新生児までも、原理的に言え

ば、それらを殺すことは道徳的に悪くないと主張した。

トゥーリーによれば、妊娠中絶の議論は、「人格」と「ヒト」が相互置換的に用いられてきたために錯綜してきた。胎児がヒトであるか否かという事実問題が、道徳的地位のある人格か否かという議論と混同されてきたというのである。そこでトゥーリーは、(あくまで事実を記述するのではなく) 人格概念を分析することで人格の要件を見定めようとした。彼によれば、「人格であること」は「生命に対する権利をもつこと」に等しい。そして、生命に対する権利をもつためには、自分の現在・将来の生命に対して何らかの欲求をもたなければならぬ。したがって、トゥーリーは生命に対する権利をもつこと、すなわち人格であることの要件について、次のように述べる。

生命に対する権利をもつことは、経験やその他の心的状態の主体として存在し続けることを欲求する能力をもつことを前提している。そしてこのような欲求をもつことはさらに、その人物がそのような持続的実体の概念をもつこと、そして自分自身がそのような実体であると信じることの両方を前提している。したがって、心的状態の持続的主体としての自己についてのそのような意識を欠いている実体は、生命に対する権利をもっていない。(トゥーリー 2011: 95)

この要件に従えば、胎児や重度障害児、新生児までもが生命に対する権利をもたないことになる。かくして、妊娠中絶は擁護され、また重度障害児の治療停止・差し控えの是認や動物の権利擁護などが尊かれる。

もちろん、トゥーリーの主張については様々な反論がありうる。そのひとつが「潜在性」に基づく批判である。すなわち、たしかに胎児は人格の要件となる心的能力を有していない。だが、いずれそうした要件を有する人格に成長する潜在性を有しているのだから、潜在的な人格は大人の人格と同等の権利を有しているのだ、という批判である。

潜在性に基づく批判に対しては、その論理的な誤謬を指摘する有名な議論がある。すなわち、どんぐりは櫻の木になる可能性をもつが、現在において現実の櫻の木と同じ特徴を備えているわけではないという反論である。実際、トゥーリーは次のように述べている。

通常の過程をたどればヒトの大人に発達することになる有機体は、その生存の最初の時点から経験の持続的主体という概念をもっているわけではないし、自分がそのような実体であるという信念をもっているわけでもないという議論の余地のない経験的主張を付け加えるならば、自己意識要件は潜在性原則の否定を論理的に含意する。(トゥーリー 2011: 105)

ここでは点の集合としての直線的な時間観が前提とされている。当該の心的能力を有することになるはずだから尊重されるべきだという、ある未来時点からの議論が退けられている。生命に対する権利はあくまで当該存在が現在有している心的能力とそれに基づいた将来の自己の生に関する欲求によって規定されるのである<sup>(9)</sup>。

同様に、マクマハンは心理的連結に基づいた時間相関的利益を説明枠組みとして、大脳皮質に神経障害のある胎児の妊娠中絶あるいは重度障害児の治療停止・差し控えを正当化しようとしている。

彼によれば、人格になることにおいて内在的なのは、当該の存在がそうなることに関して時間相関的に利益をもっているか否か、ということである。時間相関的利益説は、マーキス(D.Marquis)の将来の価値の剥奪説に対する応答である<sup>(10)</sup>。マーキスによれば、妊娠中絶の不正さは「殺されなければその人の将来を構成することになる経験や活動や計画や楽しみなどのすべてをその人から奪ってしまう」(マーキス 2011: 195)こと、また現在私が価値あるものと見なしていなくても、価値観や能力が変化するにつれて価値あるものと見なしうるような可能性を剥奪することによる。マーキスの主張は、心的能力などによって人格の範囲を画定することも、また現在の胎児がどのような存在なのかを論じることもない点で、従来の妊娠中絶擁護派・反対派の議論の枠組みを相対化した<sup>(11)</sup>。しかし、マーキスの主張に従えば、たとえば20歳の若者を殺すことよりも、胎児を殺すことのほうが道徳的に悪いことになる。なぜなら、胎児のほうが20歳の若者よりも剥奪される将来の善が多いからである。時間相関的利益説は、このことが直観に反するとしてマーキスの主張を退ける。そして、心理的連結を根拠に置くことで、心理的連結のより強い20歳の若者を殺

すことのほうが道徳的に不正なのだと主張するものである(cf.DeGrazia 2005: 281-93)。

マクマハンはこうした着想のもと、心理的連結を帰属し難い、大脳皮質に神経障害のある胎児を殺すことが道徳的に不正だとは言えないと主張している。たとえば、彼は大脳皮質に神経障害のある胎児と犬などの動物を比較する。両者は心理的連結に違いをもたらすような心的能力の相違を有さない。たしかにわれわれは同じ人間である胎児を殺すことのほうが道徳的に不正だと感じる。だが、マクマハンによればこうした直観は、人間という種や胎児との個人的な関係といった「外在的なもの」を前提にしているのであって、当該の個体それ自体を考えていはない。

[大脳皮質に神経障害のある胎児と犬のあいだに一筆者注、以下同様] 心的能力あるいは潜在性に内在的な差異は存在しないのであり、したがってよく生きる(well-being)ための能力に差異はないのだ。唯一の内在的な差異は物理的なものである。その差異は、人間の胎児と犬の胎児・大人の犬が異なる生物学的な種の構成員であるという事実に移し替え可能な、あるいは同等な、物理学的構成・形態の相違である。そして、こうした差異は道徳的意義を欠いている。  
(McMahan 2002: 320)

もし少しの間こうした〔外在的な〕考察を度外視するなら、そして治療を受けるだろう個体のために治療を施すべき理由にだけ焦点を絞るなら、どうしてわれわれは犬の胎児ではなくて、大脳皮質に神経障害のある胎児の方に治療を施す理由をより多くもちあわせているのかわからなくなる。(McMahan 2002: 319)

そして、時間相関的利益説によれば、大脳皮質に神経障害のある胎児の場合、胎児の段階だけでなく、その生全体に関しても、それを殺すことに道徳的な不正さを見出せないという結論が導かれる<sup>(12)</sup>。

健常の胎児と同様、大脳皮質に神経障害のある胎児は、人格になることにおいて強い現在の時間相関的利益をもちえない。なぜなら、その胎児と後々〔胎児が人格になるとき〕のそれとのあいだにある心理的関係(psychological relations)は、あまりに弱いからであ

る。だが注記すべきは、大脳皮質に神経障害のある胎児は障害が存続する限りにおいて、いつでも将来のそれとの心理的な距離のある関係を有しているということだ。…したがって、たとえ大脳皮質に神経障害のある胎児が発達成長するとしても、今ある状態を維持するのではなく、人格になるということにかかわって、当の胎児が強い時間相関的利益をもつことになるような時点は決して存在しないだろう。(McMahan 2002: 322)

以上のように、トゥーリーもマクマハンも、妊娠中絶や重度障害児の治療停止・差し控えについて、心的能力や心理的連結を人格であることの「内在的な条件」とし、人間という種や周囲の人々の関係を「外在的なもの」として位置づけることで、自らの議論を展開している。だが、こうした論理展開はそもそも妥当なのだろうか。そこで以下では、まずはトゥーリーとマクマハンの論理展開を理論的に支えているパーカット(D.Parfit)の人格の同一性に関する議論を紹介し、その後それに対するオルタナティブな視座を提示してみたい。

## 2. 心理的な連結性・継続性: パーカットの還元主義

トゥーリーの時間観やマクマハンの心理的連結に基づく時間相関的利益説はパーカットの議論に親和的である。パーカットは、ロック以来の人格の同一性に関する議論を継続・発展させ、人格の同一性をめぐる刺激的な主張を行っている人物である<sup>(13)</sup>。

パーカットは「経験記憶の重なり合った鎖」(パーカット 1998: 287)に注目することで、人格の同一性の背後に実体を想定する議論を批判している。パーカットは、以下の二つを重視する。

- ①心理的連結性(psycho logical connectedness)：特定の直接的な心理的結合があること。
- ②心理的継続性(psycho logical continuity)：強い連結性の重なり合った鎖があること。

たとえば、現在の私が 10 年前の自分の行為をそれほど思い出せないということがありうる。これは、現在の私と 10 年前の私が①相対的に弱い心理的連結性しかもっていないということである。しかし、現在の私と昨

日の私が強い心理的連結性をもっていることは事実だろうし、それが毎日続いてきたということも事実であろう。②心理的継続性で言われているのは、こうした強い連結性の重なり合った鎖が人格の同一性を示すという視点である。

パーカットは「私」が分裂して存続するような思考実験を繰り返し示すことで、「私」という実体が人格の同一性の要件であるという見解を退ける。たとえば、「私」の脳を半分ずつにして、別々の身体に移植する。それぞれの身体において過去の「私」と心理的継続性をもつ主体が二つ存在しうるかもしれない。このとき、元々の「私」は存在しなくなったのか、あるいは新たな主体に引き継がれたのか、と問うことができる。だが、パーカットによれば、こうした問い合わせに答えはない。問題は、こうした問い合わせに答えが存在するはずだと想定することにある。答えがないのなら、空虚な問い合わせにこだわるのではなく、その問い合わせの前提となっている、「私」という実体の同一性を求める態度こそを改めるべきなのである。もちろん、パーカット自身もこの態度変更が直観に反するし、自分自身のことに引きつければおそらく無理だろうという。それでも、実体の同一性よりも、心理的継続性によって人格の同一性を記述することができるのならば、そういった説明で満足することに何ら問題はないだろう、というのがパーカットのいいぶんである。

だが、身体から切り離されて意識だけが様々な身体に入れ替わることや、脳が半分に切り離されて意識が分裂するといった思考実験はあまりに現実から乖離しているように思われる。むろん、パーカットが言うように、こうした思考実験は技術的に不可能かもしれないが、論理的には可能かもしれない。改訂的哲学をめざすパーカットからすれば、思考実験はわれわれの日常的な態度に反省を加えるための有力な手段である。しかし、チェルボーン(D.Cerbone)が示唆するように、こうした思考実験も日常的な言語実践から離れて想定できるわけではない(Cerbone 2010)<sup>(14)</sup>。にもかかわらず、思考実験は日常的な言語実践との連続性を忘れて、身体とは区別される心や意識を想定しがちである。

実際、人格の同一性をめぐっては、「私」を用いた言明とそれによって言及される身体の不可分性が主張されてきた。つまり、われわれの言語実践に着目すれば、

「私」を用いた言明は身体と切り離された個人内在的な意識を記述しているのではなく、発話主体を指示していると主張されるのである。ここから、「私は一連の経験ではなくて、これらの経験を持つ人格である。」(パーフィット 1998: 310)という見解や「われわれは特定の経験を持つ人格に言及しなければ、これらの経験に言及したり経験間の関係を記述したりできない」(パーフィット 1998: 313)という見解が導かれうる。事実、パーフィットはこうした見解が「われわれの語り方」に基づきもつことを認める。しかし、『理由と人格』のなかでは明確な批判を展開していない。

ところが、こうした見解こそ、パーフィットの思考実験、ひいては「内在的／外在的」の区分の妥当性に問い合わせを投げかけるものではないだろうか。代表的な論者はシューメイカーやストローソンである<sup>(15)</sup>が、以下では生命倫理学において議論を展開しているシュペーマン(R.Spaemann)を参照することで、別様の見方を提示したい。

### 3. 「内在的／外在的」の枠組を超えた人格のあり方

シュペーマンは神学的・哲学的な理論を背景に、人格を物理的・心理的な特性の記述に還元する議論に対して、関係主義的な人格のあり方を説いているドイツの代表的な論者である。

シュペーマンによれば、人格を何らかの特性に還元することは、「何か(something)」ではなく、「誰か(someone)」として存在する人格の尊厳を捉えきれない。トウリーやマクマハン、パーフィットは、心的能力などの特性や意識・記憶などの心理的連結性・継続性を観察することによって、尊重されるべき存在（人格）の範囲を画定しようとしていた。だが、シュペーマンによれば、「人格の尊厳はそのような観察によって触れられるものではない。なぜなら、人格としての人間の尊厳は観察の対象ではなくて、承認(recognition)の対象だからである。」(Spaemann [1996]2006: 39)

たとえば、幼少期の子どもは自律的な判断をできないだろうし、心理的な継続性を自覚しているとも思えない。それでも、子どもは人格として共同体に迎え入れられるだろう。シュペーマンによれば、実践において子どもが

人格に特徴的な側面を発達させるためには、親からの適切な注視(attention)を受け、経験しているのでなければならない。「注視が最初に来るのであって、人格が実在することはそれに依拠しているように思われる。」(Spaemann [1996]2006: 252) 親は最初から子どもを人格的な存在として承認しているのであって、そこに「何か」から「誰か」、の移行があるわけではない。

そもそも、シュペーマンによれば、人格は何らかの特性に分類可能なものではない。世界にある様々な対象（たとえば目の前のりんご）は類似性（丸い、赤いなど）に基づいて、特定の種（りんごという果物）の一事例として分類される。各々の対象が互いに直接的に関連していくなくても、それらの類似性は特性を備えているか否かによって識別できる。だが、人格はそのような意味で「同じ」なのではない。

このことは、「私」を用いた言明のあり方に関わる。デカルト以降の哲学において、「私」は直接的に自己に現前する何ものかであった。そして、1・2で取り上げた議論は、こうした「私」の継続的な自覚に人格の要件を見て取っていた。こうした想定から導かれる他者規定の筋道は、現前する「私」から他の「私」を類推するか、心理的継続性を観察することで類似性を看取するかのどちらかだろう。

だが、シューメイカーやストローソンが解明したように、「私」と言うとき、それが指示しているのは「自己」という非物質的実体ではないし、時間・空間的な実在物でもない。「私は…である」と言うときに、「私」は「…である」という述語に示される特性に還元されるのではない。むしろ、「私」を用いた言明で焦点となるべきなのは、こうした言明が可能になることを支えている枠組みである。シュペーマンによれば、それこそが人格なのであって、人格は述語づけられる特性を見て取る前にねにすでに前提されている<sup>(16)</sup>。こうしたあり方をする人格は、自分の内部を観察することで得られるような心的特性ではないし、したがってまた、それを当該の存在に見出すことで類似性を確認するというものでもない。村松がまとめているように、「内部知覚によって類似の基準が得られないのだから、パーソン〔人格〕の承認は例えば自分の痛みから、他の生物の痛みを類推する

ような類似性の推論に基づくものではない。」(村松 2012: 150) それゆえ、人格を内在的な心的特性に還元する議論は、人格のあり方をそもそも取り違えているのだと言えよう。シュペーマンは言う。「人格は内側にも外側にもない。人格は心的領域の境界線である内・外の相違を超えていているのである。」(Spaemann [1996] 2006: 39)<sup>(17)</sup>

以上のシュペーマンの議論が果たしてどれほどトゥーリー、マクマハン、パーフィットの議論を批判できているのかは、疑わしい。ヒトという種や伝統的な人格的関係を自明なものとして議論を展開することについて、人間中心主義的だと批判されてもおかしくはない。そうした人間の種や伝統に支えられた直観を疑い、普遍的な観点からリベラルな議論を展開することがトゥーリーらの狙いだからである。加えて、どこから「人格」だと言えるのかという線引き問題も、つねにつきまとうだろう。誰がどのような状況で当該の存在を「人格」として承認するのか、という課題は、いつそう困難な状況に置かれることになるかもしれない。

だがそれでも、日常的な言語実践における人格のあり方とそこに暗示される、類似性には還元されない固有なもの(uniqueness)としての人格の存在様態は、「内在的／外在的」という区分を自明視して外在的な人間の種や伝統を切り離し、内在的な心的能力や心理的継続性を人格の要件とする議論に対して、オルタナティブな視点を提供するだろう。少なくとも、「『人格』は一般名詞ではなく、『一般化された固有名』である」(Spaemann [1996] 2006: 32) というシュペーマンの指摘は、「何か」ではなく「誰か」として立ち現われてくる目の前の他者との関係をあらためて思い起こさせてくれるのではないだろうか。

## おわりに

子どもの意思決定能力をパターナリズムに対置することによって教育行為の正当性規準を見定めようとする教育学の議論は、保護と自律性のバランスという問題構制でしか自らの議論を展開できないように思われる。その問題構制は教育事象を捉えるにあたっては重要だろうが、おそらくバランスをどこでとるのかという線引きが不可

能だという隘路に陥る。本稿では、周囲の人々や社会的な文脈に対して、子どもの心的能力を「内在的なもの」として対置するという戦略がパターナリズム批判として機能しないような、重度障害児の治療停止・差し控えという問題を検討することで、当の問題構制自体の相対化を図った。

その作業で見えてきたことは、人格を心的能力や心理的継続性に還元する議論（トゥーリー、マクマハン、パーフィット）が心的なものを「内在的なもの」としたうえで、それらを人格の規準にしてしまうがゆえに、類似性には還元されない、「誰か」としての人格のあり方を捉え損ねてしまうということであった（シュペーマン）。ここから示唆されるのは次のことである。「内在的／外在的」という区分によって、自律性と保護が対立関係として捉えられ、そのために両者のバランスをどのようにとるのかという問題構制が生まれる。だが、「誰か」としての人格のあり方を考えれば、保護と自律性はそもそも対立するものではなく、承認という実践において両義的に立ち現われる事態であるように思われる。とすれば、子どもの「内在的な」意思決定能力がどこまで観察され、それゆえにどの程度の権利が保障／支援されるべきなのかという枠組みとは異なる枠組みが必要になってくるのではなかろうか。

教育行政に関わる領域では近年、関係論的な権利概念によって子どもの権利を捉えようとする議論が提示されている(大江 2004)。また、医療の領域では法学的な観点から、子どもの医療をめぐって、子どもの権利保障／支援と医療・教育従事者の関係、およびそれに対する法的な整備のあり方が議論されている(小山・玉井編 2012)。こうした議論をふまえて今後は、生命倫理をめぐる法整備がなされていくなかで、どのようにして子どもの「潜在性」や心的能力・特性が語られ位置づけられていったのかを分析し、そこに示される哲学的・教育学的な諸前提を明るみに出すことしたい。「子ども」には、胎児・重度障害児・新生児・幼児など様々な境界線がある。しかも、それぞれの区分のなかでもさらなる区分がありうる。境界画定がなされるときに、どのような原理が働いているのか、どのようにして「内在的／外在的」の区分が関わっているのか。これらを明らかにすることがさしあたりの課題である。

引用・参考文献

- Cerbone, D., 2010, “(Ef) facing the Soul: Wittgenstein and Materialism,” W.Day & V.J.Krebs eds., *Seeing Wittgenstein Anew*, Cambridge: Cambridge University Press, 143-81.
- 帖佐尚人、2009、「子どもに対するパターナリズムの正当化についての一考察——1970年代の英米におけるその初期の議論の検討を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』17（別冊）：13-23。
- 帖佐尚人、2010a、「S.E.ノルデンボの『子どもに対するパターナリズム論』」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』17（別冊）：13-23。
- 帖佐尚人、2010b、「子どもの権利論の意義とその問題点に関する一考察——子どもの権利制約原理としてのパターナリズムの射程」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』18（別冊）：43-53。
- 帖佐尚人、2012、「子どもの自由制約原理としてのパターナリズム——その諸正当化モデルの検討」『教育哲学研究』105：88-108。
- DeGrazia, D., 2005, *Human Identity and Bioethics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 江口聰、2010、「ドン・マーキスの反妊娠中絶論とその批判」『医学哲学医学倫理』28：19-28。
- 小山剛、玉井真理子編、2012、『子どもの医療と法（第2版）』尚学社。
- 前田義郎、2005、「人格の『潜在性』の問題」『医学哲学医学倫理』23：87-96。
- マーキス、D.（山本圭一郎訳）、2011、「なぜ妊娠中絶は不道徳なのか」江口聰編・監訳『妊娠中絶の生命倫理——哲学者たちは何を議論したか』勁草書房、185-214。
- McMahan, J., 2002, *The Ethics of Killing: Problems at the Margins of Life*, Oxford: Oxford University Press.
- 村松聰、2012、「パーソン」シリーズ生命倫理学編集委員会編『生命倫理の基本概念』丸善出版、140-157。
- 西田晃一、2012、「患者の意思決定能力」シリーズ生命倫理学編集委員会編『臨床倫理』丸善出版、100-120。
- 大江洋、2004、『関係論的権利論——子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房。
- パーフィット、D.（森村進訳）、1998、『理由と人格——非人格性の倫理へ』勁草書房。)
- Singer, P., 2010, “Speciesism and Moral Status,” E.Kittay & L.Carlson eds., *Cognitive Disability and Its Challenge to Moral Philosophy*, West Sussex: John Wiley & Sons Ltd, 331-344.
- Spaemann, R., [1996]2006, *Persons: The Difference between ‘Someone’ and ‘Something’*, O.O’ Donovan trans., Oxford: Oxford University Press.
- ストローソン、P.、1978、中村秀吉訳『個体と主語』みすず書房。
- Tooley, M., 1993, “Causation: Reductionism versus Realism,” E.Sosa & M.Tooley eds., *Causation*, Oxford: Oxford University Press, 172-192.
- トゥーリー、M.（神崎宣次訳）、2011、「妊娠中絶と新生児殺し」江口聰編・監訳『妊娠中絶の生命倫理——哲学者たちは何を議論したか』勁草書房、81-113。
- 山岸賢一郎、2008、「教育においてアセントを得る？——教育の場における説得、その再考」『飛梅論集（九州大学大学院教育学コース院生論文集）』8：53-67。
- 山岸賢一郎、2010、「自立を目指す教育が内包する、あるレトリックについて——満足した奴隸のパラドクスをめぐる議論から」『教育哲学研究』102：79-98。
- 山本智子、2009、「日本的小児医療における Informed Assent 理念の課題——国連子どもの権利委員会『一般的意見 No.7 乳幼児の権利』との関係を中心に」『生命倫理』19：4-12。
- ウォレン、M.（鶴田直美訳）、2011、「妊娠中絶の道徳的・法的位置づけ」江口聰編・監訳『妊娠中絶の生命倫理——哲学者たちは何を議論したか』勁草書房、115-139。

## 【注】

- (1)子どもの権利論を発達保障の文脈で考えることもできる。この場合、子どもは保護されるべき弱い立場でありながら、発達する可能態でもあるので、教育は子どもの発達を保障するための重要な手段となる。
- (2)帖佐は子どもの権利論が、子どもを保護客体として捉える立場から、権利主体として捉える立場へと移行したことを指摘したうえで、英米の議論およびノルデンボの議論から、教育における保護と自律性の両義性を論じている(帖佐 2009, 2010a, 2010b, 2012)。
- (3)エホバの証人信者の輸血問題は、患者の自律的な選択が優先される事例の典型である。
- (4)山岸は、子どもに対するインフォームド・コンセント(アセントと呼ばれる)と教育行為の類似性に着目し、教育行為者の判断の優先性を認めながらも、子どもの意思決定に配慮をして、何が子どもにとって最善であるのかを見極めるという手続き的倫理の重要性を指摘している(山岸 2008)。また、山本はアセントの理念について、「子どもに『快く同意する』ことを意味する『賛同』を前提とする『Patient Assent』を適用し、子どもを『提案されたケアの受容』へと導いたり、乳幼児には『親の許諾』のみの適用を奨励するなど、子どもの『未熟さ』を、子どもの権利を制限する要素として扱っている。」(山本 2009: 7)と批判する。そのうえで、国連子どもの権利委員会が乳幼児を「未熟な存在」ではなく「ちからをもつ存在」として捉え、権利の制限ではなく社会的な支援を求めていることに着目し、これまでのアセントの限界性を指摘している。
- (5)保護と自律性を子どもや患者の能力だけで考えるならば、結論はバランスをとるということに落ち着くだろう。これに対して、問題となっている事柄に応じて、比べる天秤の支点を移動させるという考え方もあるできる(cf.西田 2012)。
- (6)ここでの「重度障害児」は、無脳症児や遷延性意識障害の子どもなど、これまで意志を持ったことが論理的に想定できないのであり、治療について親や医療従事者による代理決定を必要とする存在を意味する。また、「停止(withdraw)」は積極的な行為を、「差し控え(withhold)」は消極的な行為を含意する。
- (7)実際、「特別な関係(special relations)」はこうした議論に抗するときによく使われる概念である。

- (8)たしかに、生命倫理の実践においては、親や関係者の「愛」がしばしば患者を苦しめていると指摘されることがある。治療停止に関わる医師と親との対立は、ときに子どもの「最善の利益(best interests)」と乖離するかもしれない。こうした事情から、患者の自己決定権を確保するとともに、できるだけ多様な人々が話し合いによって合意に至るようにガイドラインを策定する試みがなされている。今ある個別的・社会的関係や直観を疑わずに決断することが必ずしも「正しい」とは限らないのである。
- (9)トゥーリーはこうした時間論的な視点とは別の仕方でも潜在性原則を批判している。①トゥーリーは潜在性を三つに分類する。a)積極的潜在性、b)潜伏的潜在性、c)受動的潜在性である。a)は、その存在者のうちに必要となる因果的要因が存在していて、その存在者の内にその因果を妨げるものがない場合である。b)は、因果的要因は存在しているが、その存在者の内にその因果を妨げるものがある場合である。c)は、当該の性質を実現するために、他の何事かがその存在者に働きかけることができる場合である。トゥーリーによれば、初期胚や胎児は c)に該当する。だが、そうだとすると、避妊と妊娠中絶の違いがなくなってしまうのだという。②ある特性 J を備えるために特性 K を備えることが重要だとして、その因果過程を引き起こす行為 A と結果が生じるのを止める行為 B があるとする。このとき動機が同じならば、行為 A を差し控えることと、意図的に行行為 B を行うことのあいだに道徳的な相違は存在しないとトゥーリーは言う。たしかに、行為 A の差し控え(不作為)は消極的責務、意図的な行為 B(作為)は積極的責務に関わり、道徳的な相違があるように見えるが、動機が同じならばそれらに相違はないというのである。行為 A の差し控えは「避妊」であり、意図的な行為 B は「妊娠中絶」にあたるので、両者に道徳的な差異がないならば、「妊娠中絶」を否定する人は「避妊」も否定しなければならなくなる。トゥーリーの「潜在性」に関する議論と、それに対する批判については前田 2005 を参照のこと。
- (10)マーキスの議論に対する様々な応答については、江口 2010 を参照のこと。
- (11)マーキスは、トゥーリーを欲求説と称し、批判している。

(12) これに対して、「人間の知的障害は不健康な条件であるが、動物が匹敵した認知能力を所有することはそれが通常であるのだから神経障害とは見なされない。知的障害のある人間はしたがって、通常の動物がそうでない仕方で不幸なのだ。」と反論しても、それは外在的な種に訴えかけているのだとされる。「しかしながら、この説明が評価規準として特定の種の構成員にとっての健常性に暗黙的に訴えかけることを含んでいるのは明らかだ。種規範説の単なる復活にすぎない。そしてこの種規範説はそうした問題を考えるときの一般的な仕方を正確に反映しているかもしれないが、生物学的な分類一つまり、種のカテゴリー——という評価的に中立的な項目に決定的な評価上の意義を帰している点で劣るものである。」  
(McMahan 2002: 324-5)

(13) 彼の議論は膨大・多岐にわたっており、すべてを網羅することは諦めざるを得ない。本稿では、『理由と人格』の第三部に焦点を絞って、彼の議論の特質を考察する。

(14) 「水槽の中の脳」という思考実験を考えてみよう。身体的な振る舞いがなくとも、脳が心をもっていることは想像可能だという。しかし、 Chernobonによれば、脳を観察する想定上の学者は、たとえばディスプレイや電極を、日常的な言語ゲームの諸状況の代理物と捉えている。

水槽のなかの脳が心理学的な生を有しているを想像しようとして、われわれは脳の領野やその神経活動を超えていくはめになる。ディスプレイやアウトプット、インプットに訴えかけたり、あるいは脳を「読み」、脳を理解しようとして「関わる」科学者に訴えかけたりすることで、われわれは脳をより大きな文脈に埋め込むはめになるのである。そうすることでわれわれは可能な限り「人間生活を構成する状況や反応」にみせかけようとしているのだ。(Cerbone 2010: 151)

(15) シューメイカーの議論については、拙著「人格概念の関係論的な特質—生命倫理学における還元論的人格論の分析哲学的検討を通して」『広島大学大学院教育学研究科紀要第三部(教育人間科学関連領域)』第60号、2011年、93-102頁にて論じたことがある。

(16) ストローソンは、「意識諸状態を帰属させる述語と身

体的諸特徴、物的状況等を帰属させる述語との両方」(ストローソン 1978: 123)を適用できることを人格概念の原初性(primitiveness)と呼ぶ。ここでは述語される特性に人格の要件を見出すのではなく、心的状態・身体的特徴を述語するときに基底となっている人格のあり方を顕在化することが目指されている。

(17) シュペーマンは他にもいくつかの批判を展開している。  
①人間という種の構成員は単なる種の事例ではない。人間は最初から互いに人格的な関係をもつようない族として綿々と引き継がれてきた。にもかかわらず、人格性を経験的に示される特性に還元することは、こうした実践を見落としてしまう。  
②たとえ他者の意図的な行為が非合理的に見えようとも、われわれは意図的な行為がないということを確かめているわけではない。合理的か否かは評価に関わるのであって、経験的な特性や出来事を中立的に指示するのではない。  
③重度障害児は「患者」と見做される。それは人間に属するものとして考えられていることを示す。人間は述語の合計には回収されない。「重度障害児は人間の種族に属していて、たとえ承認やそれにともなう事柄をなすことができないかもしれないが、身体的・道徳的なサポートの受益者として人格共同体に参加している。…人格がそこにいることをわれわれが把握できるのは人格の特性のためなのであるが、人間に向けられる愛や承認は單に人格の特性に向けられているのではない。」  
(Spaemann [1996]2006: 244)  
こうした点を露わにするがゆえに、重度障害児は人間とは何かを記述するための基盤とさえも言える。  
④「何か」から「誰か」への移行がないとすれば、「潜在的人格」という概念も意味をもたなくなる。「人格」は人間存在の様式であって、人格の述語を帰属するときの条件である。それゆえ、「人格」は発達変化した結果生じるような類のものではない。人は「私(I)」と言うのであって、「ある私(an I)」と言うのではない。人は「私はしかじかの日に生まれた」と言うけれども、「しかじかの日に後に後に私に成長するに至った何事が誕生した」などとは言わない。「人格は発達の結果ではなくて、発達の枠組みである。」(Spaemann [1996]2006: 245)

